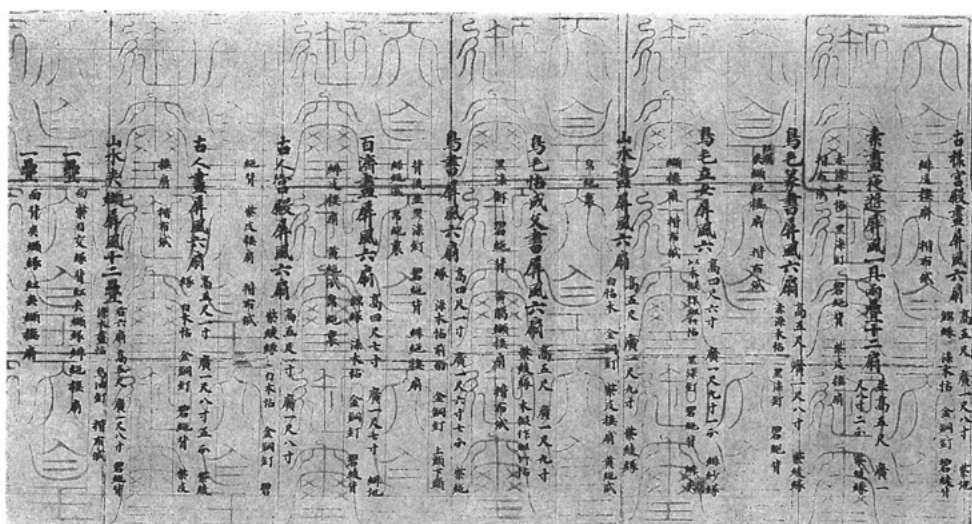
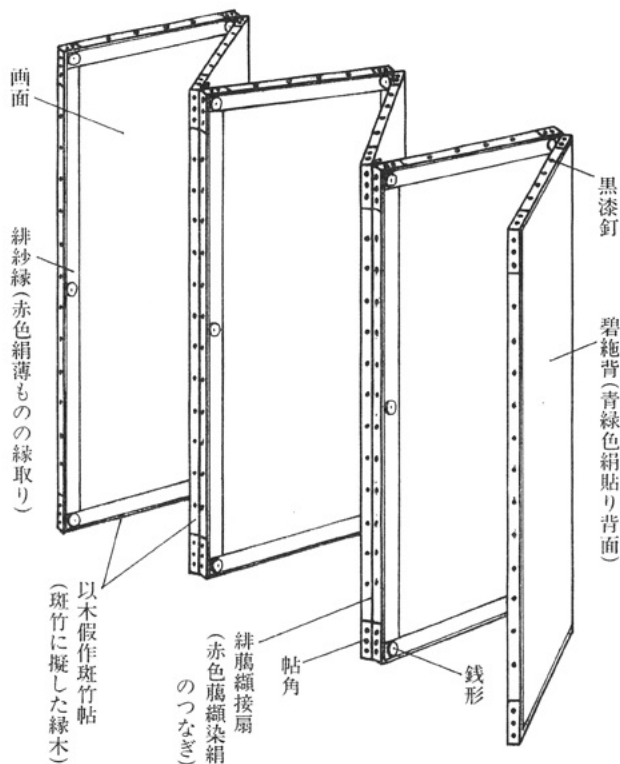




挿図2 東大寺献物帳 部分

献物帳云、高四尺六寸、広一尺九寸一分、緋紗縁、以木仮作斑竹帖、黒漆釘、碧繩背、緋藕綴接扇、亦天保中修補、未了功鳥毛がほとんど剥落し、一見墨画の如く変化し、江戸時代から明治時代の初めにかけては「観音之屏風」あるいは「偃女樹石屏風」などの異称をもって呼ばれ、実体を正しく理解されていなかった本屏風を、献物帳の鳥毛立女屏風と



認定したのは、明治時代の宝物調査の結果による。「亦天保中修補」とは、献物帳中の記載順序に従って鳥毛篆書屏風六扇に続いて掲げた本屏風が、篆書屏風と同じく天保年間の修理にかかることをいう。もっともその篆書屏風と、御物目録中、本屏風の次に掲げられた鳥毛帖成文書屏風とが、帖、背、接扇など表装に係る部分を当時

の新材、及び別材の古裂で補い、各扇の繋ぎを改変するなど当初の状態とは変化させられたものの、「鴨毛御屏風」と称して別格視されただけに、天平の紫地唐花文錦を縁裂に転用するまで手を尽して復原修理されたのに対して、本立女屏風は、仮表装のままにおかれた。「天保中修補」とはどのようなものであったのか、実態は分らないが、表装を仕上げられることなく、六扇を繋ぐ工作も施されなかった。

本屏風はそれ以前、元禄六年の宝庫開封の折にも修理されたことがあった。当時の御開封記録によれば、鳥毛帖成文書屏風の修理仕様などは



挿図3 鳥毛箋書屏風
第一扇



挿図4 鳥毛帖成文書屏風
第一扇

ある程度知られるが、本屏風の修理内容については記されていない。^(註4)

これらのほかには本屏風の修理に関する記録は見当たらない。^(註5)ただ繊細な構造の調度として容易には避け難い損傷は、かなり早い時代に既に生じていたことは充分考えられ、^(註6)その上に長年月の間の損耗が加わり、脆弱化が進む過程を再三の修理によって維持され来たと考えなければならぬ。前回の修理が何時行われたのか明らかでない。しかし、再び修理すべき時期が近づいていた。

ところで当事務所において、宝物中の染織品及び聖語藏経巻の修理を經常事業として行っていることは、本年報の各号に報告されている通りである。しかし、特殊な専門技術を必要とする修理の問題は、別途考慮する必要がある。

すなわち、本屏風の現状を適確に把握し、それを将来長期間にわたって安定させるには如何にすべきかを検討するため、種々の観点から調査する必要がある。そのため事前調査が行われ、三年に亘る検討を経て、修理方針ならびに修理仕様がまとめられ、それらに基づき早急に修理すべき段階にあることが報告された。

今回の修理は、画面の安定化に主眼を置き、それを長期間に亘り保証するため、平面保持に適した仕様の新下地に取替え、旧下地はそれと切り離して保存することとなった。このことは、本屏風の歴史の上に一時期を画するものとなった。事前調査ならびに修理経過はこれまで本年報に報告されなかったが、一連の事柄として併せ記述すべく計画していたも



挿図5 第五扇模写 古文書下貼位置を示す

ので、本号にその機会を得たのでここに取りまとめ、関連調査と併せ報告する次第である。

なお本屏風はかつてそのうちのあるいは二扇、時には全扇が国立博物館に出陳された。^(註?)そして昭和五十六年の東京国立博物館での特別展に際しての同館との出陳の適否を廻る協議は、今回の修理を発議させる端緒となった。その間の事情は、次項において当時の同館次長濱田隆氏が述べられる通りである。

註

(1) 鳥毛立女屏風接扇其他残片を整理し、軸装に仕立てられた一巻とともに、

第五扇下貼古文書の貼付位置並びに文書内容を転写した紙片あり。ともに桐箱一合に容れ北倉階下に納められている。接扇其他残片は明治時代に集められ、昭和三年整理されたことが始末書に記されているが、そこに下貼古文書についての記載はない。

ところが、同文書の発見が正倉院御物整理掛の手によるものであったことが同掛員であった溝口禎次郎氏の論考中に触れられている。同氏「正倉院御物中の絵画につきて」考古学雑誌三の一、四、一〇(明治四五年、大正元年)寧楽一二(昭和四年)参照。

(2) 書院部紀要 第八号 昭和32年 「昭和28、29、30年度正倉院御物材質調査」に次の通り説かれている。

「この屏風の鳥毛は殆ど脱落し、僅かに中央附近樹幹の一箇所、立女の指の下際に一箇所羽毛の残片を認め得たに過ぎない。この内で樹幹にある羽毛残片は略ぼ一様な褐色を呈しており、羽毛の色調が似た日本産のキジ及びヤマドリ、東亜大陸産のコウライキジ、ミノキジ、マガモと紫外線照射による蛍光を比べたところ、他のものは皆褐色乃至黄褐色の蛍光を放つのに対して、ヤマドリの腰の金褐色部と立女屏風の羽毛残片とはこれと異なり同じような灰色の蛍光を放った。よって立女屏風中央樹幹の一部に残る羽毛残片はヤマドリの羽毛の一部と認められた。」

(3) 「東大寺正倉院美人屏風考証」黒川真頼全集 第三所収

(4) 「正倉院御開封記草書 元禄六癸酉五月十六日」続々群書類従第十六

(5) ただ、前出の溝口禎次郎氏論考中に、御物整理掛により修理し、解体もされたことに触れられている。正倉院御物整理掛は明治二十五年設置、同三十七年の廃止に至るまで多数の宝物を修理した。しかし本屏風の修理については他に徴すべきものを見出し得ない。

(6) 献納屏風中の画屏風など、三十六畳の弘仁五年出蔵記録には、ほとんどが小、中ないし大破と注記されている(雜物出入帳)。

(7) 昭和二十三年・第四扇、三十一年・全六扇、三十九年・第三扇、四十一年・第二・五扇、五十二年・第三扇、五十四年・第一扇 各奈良国立博物館出陳 昭和二十四年・第三扇、三十四年・第四扇 各東京国立博物館出陳